

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、大館市比内町中野字五日市袋51番地 畠山清俊ほか2人から申請のあった県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和6年3月22日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
県営比内五日市地区土地改良事業計画書（農村地域防災減災事業）の写し
- 2 縦覧期間  
令和6年3月26日（火）から同年4月23日（火）まで（日曜日及び土曜日を除く。）
- 3 縦覧場所  
大館市字中城20番地 大館市産業部農政課